

[IV] 社会事業部事業報告

第1 司法書士総合相談センター「へるぷねっといしかわ」の運営

1 電話相談及び面接相談の相談件数について

月曜日から金曜日に行われている電話相談では、1日平均11件の相談が寄せられ、水曜日に司法書士会館にて行われている面接相談では、毎回平均4件の相談があった。相談内容については、前年度に比して、多重債務問題に関する相談が約5%程度減少した。反対に、登記に関する相談（特に相続関係）が増加し、この分野に対する市民の関心がうかがえる。なお、一般相談については、前年度並みの相談件数であった。（別紙相談集計一覧表参照）

2 相談員の拡充、相談員派遣依頼への対応について

本年度も、例年同様、新規入会者を中心に多重債務相談員を拡充し、派遣依頼元への対応を行った。従前から相談会を開催している金沢市に加え、白山市及び加賀市においても新たに多重債務相談会が定期的で開催されることとなり、相談員を派遣している。いずれの相談会も、その相談件数は微増しており、多重債務問題に関しては、引き続き県内各自治体と協力して臨むことが求められる。

3 相談対応時における注意事項等に関する研修について

多重債務問題に関連する相談に応じる際に必要な知識習得のため、民事法律扶助制度に関する研修を行った。特に多重債務事件においては、生活困窮者のために同制度の活用が求められているものの、司法書士による利用件数は少ない現状にある。具体的に業務を受任する際の報酬に関する説明義務と併せて、民事法律扶助制度の説明にも留意する必要がある。

旅費日当 金 931,280円（予算金 935,600円）

第2 ADR機関（司法書士調停センター）に関する情報収集

全国担当者会議等を通じて、司法書士調停センターに関する情報収集を行った。神奈川県会、静岡県会、滋賀県会が民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）を対象として弁護士の助言措置無しの体制にて司法書士調停センターを設立し、また、東京会では、弁護士の助言措置を付したうえで、民事に関する紛争全般（紛争の総額が140万円以下に限らない。）を対象とした司法書士調停センターを設立し、いずれも法務省の

認証を得て運営を開始した。

全国的にも、司法書士調停センター設立の準備に着手している単位会も増加しつつあるが、当会としても、当会と同程度の規模の単位会が行う調停センター設立への取組みを参考にしながら、引き続き情報収集に努める必要がある。

旅費日当 金 0円（予算金 120,000円）

総合計 金 931,280円（予算金1,055,600円）